

独立行政法人工業所有権情報・研修館法 の一部を改正する法律について

平成18年3月
経済産業省
特許庁

1. 法律改正の目的

平成18年3月末に中期目標期間が終了する独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）について、組織・業務全般の見直し（平成17年12月行政改革推進本部決定）を踏まえて、次期中期目標期間から非公務員型の独立行政法人とする。

《情報・研修館の概要》

- ・ 平成13年4月に設立された特定独立行政法人（公務員型）。中小企業等への技術情報の提供、特許等の出願手続に関する相談、知財関連人材の研修を実施。＜常勤役職員数80人＞

《見直しのポイント》

- ・ 知的財産立国実現の一翼を担うに当たり、ユーザーのニーズに的確に対応し一層の成果を上げるため、業務の効率化等を行うとともに、機動的な業務運営が可能な非公務員型に移行。

2. 法律改正の概要

- (1) 特定独立行政法人とする規定を削り、非公務員型の独立行政法人とする。
- (2) 非公務員型移行後の情報・研修館の役職員について、従前と同様の秘密保持義務を課すとともに、刑法その他の罰則の適用に関し、公務に従事する職員とみなす。
- (3) 職員の引継ぎ、退職手当の特例その他必要な経過措置を定める。